

建設消防委員会

公園課

浜松市都市計画公園整備プログラムの更新について

都市計画公園の整備の優先順位と事業着手時期を示した「浜松市都市計画公園整備プログラム」が、平成28年度の策定から6年が経過しました。

これまでの各種計画の更新、公園整備に関わる新たな課題や社会経済情勢の変化等に対応し、公園整備の優先順位付けと、事業着手時期の更新を行いました。

(公表時期) 令和4年7月

(更新内容)

- ・ 事業効果による評価の見直し：立地適正化計画等との整合、土砂災害特別警戒区域等を反映
- ・ 事業効率による評価の見直し：都市計画事業の変更等を反映
- ・ 事業着手時期の更新：評価の見直し結果による優先順位と、投資可能な事業費を考慮

表：都市計画公園整備プログラム（抜粋）（更新後）

都市計画公園名	旧優先順位	旧事業着手時期	進捗状況 《R4.7時点》	都市計画公園名	新優先順位	新事業着手時期
浜松城公園	1	第1期	事業中	浜松城公園	2	第1期
遠州灘海浜公園	2	第1期	事業中	遠州灘海浜公園	1	第1期
佐鳴湖公園	3	第1期	一部完了	佐鳴湖公園	3	第1期
四ツ池公園	4	第1期	事業中	四ツ池公園	4	第1期
砂山公園	5	第1期	完了	-	-	-
名塚公園	6	第1期	事業中	名塚公園	5	第1期
上廊塚公園	7	第1期	事業中	上廊塚公園	6	第1期
川久保公園	8	第1期	事業中	川久保公園	7	第1期
船明中央公園	9	第1期	完了	-	-	-
天王公園	10	第1期	未着手	天王公園	13	第2期
弁天島公園	11	第1期	一部完了	弁天島公園	15	第2期
犀ヶ崖公園	12	第1期	未着手	犀ヶ崖公園	11	第2期
高砂公園	13	第1期	未着手	高砂公園	9	第2期
入野古墳公園	14	第1期	事業中	入野古墳公園	8	第1期
八幡公園	15	第1期	未着手	八幡公園	14	第2期

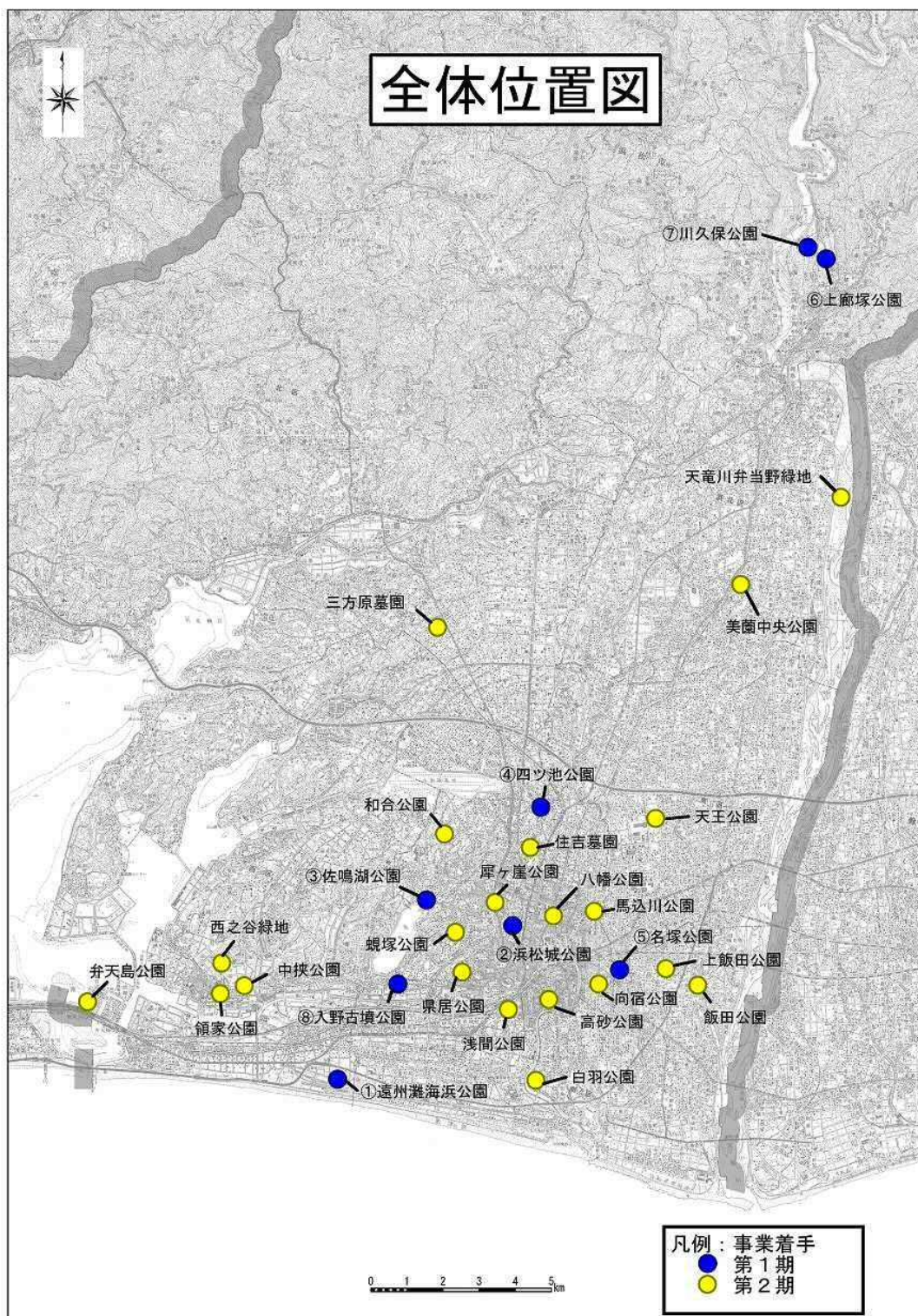
※第1期：平成28年～令和6年に着手する公園

第2期：令和7年以降に着手する公園

(策定経過)

- ・平成26年 6月 「浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針」策定
- ・平成26年10月 「浜松市都市計画公園の見直し計画」策定
- ・平成28年 7月 「浜松市都市計画公園整備プログラム」策定
- ・令和 4年 7月 「浜松市都市計画公園整備プログラム」の更新 ※今回

都市計画公園プログラムの全体位置図



浜松市都市計画公園整備プログラム

<更新案>

令和4年7月

浜 松 市

目 次

1 公園整備プログラムについて	1
(1) 策定の目的	
(2) 更新の内容	
(3) 整備プログラムの運用について	
2 公園整備プログラム	3
・整備の優先順位付け	
・都市計画公園整備プログラム一覧表	
3 公園整備プログラム図	8
・各公園別整備プログラム図	
4 今後のスケジュール	14
5 公園整備プログラムについてのQ&A	15
6 用語解説	16

1 公園整備プログラムについて

(1) 策定の目的

公園整備は、限られた財源の中で、市の現状や市民ニーズを把握し、効果的・効率的に整備を進めていく必要があります。また、事業の透明性の確保や、市民への説明責任の向上も求められています。

これらの課題に対応するため、浜松市では平成 26 年 6 月に公表した「浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針」のうち、「整備の優先順位付け方針」に基づいて、事業着手時期を示した「浜松市都市計画公園整備プログラム」を平成 28 年 7 月に策定いたしました。

その後、平成 31 年 1 月に浜松市立地適正化計画の策定、令和 3 年 3 月に都市計画マスタープラン等の更新があり、浜松市の都市計画は大きく変わりつつあります。本整備プログラムは、これらの背景とともに、策定からおおむね 6 年が経過したため、これまでの公園整備の反映や、新型コロナウイルス感染症の拡大などの新たに生じた課題や社会経済情勢の変化に対応できるよう、事業に着手する時期等を更新しました。こうした事により、関係権利者の皆様の「いつ事業に着手するのか」という不安を軽減し、計画的な土地の利用に役立てていただくなど、将来の生活設計の参考にさせていただけるよう見直しを行ったものです。

今回は第 1 期計画分（平成 28 年度～令和 6 年度の 9 年間）を更新するとともに、引き続き、このプログラムに示した整備予定時期に合わせ事業の推進に努めてまいります。

(2) 更新の内容

整備プログラムのうち、事業効果と事業効率の評価の見直しを行い、それによって公園整備の優先順位を更新しました。

- ・事業効果による評価：立地適正化計画との整合、土砂災害特別警戒区域等を反映した。
- ・事業効率による評価：都市計画事業の変更等を反映した。
- ・公園整備の優先順位：策定日以降のこれまでの公園整備事業の進捗状況の反映と、事業評価等の見直しにより、優先順位や事業着手時期を更新した。

(3) 整備プログラムの運用について

整備プログラムの運用にあたっては、事前に地域住民の皆様のご意見、ご要望をうかがい、事業化に向けた合意形成や整備環境が醸成されているか確認することを基本としています。そのうえで、事業開始の目途が整った箇所から着手時期や整備内容等について地元協議を行い事業着手していきます。

【策定経過】

- ・平成26年 6月 「浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針」策定
- ・平成26年10月 「浜松市都市計画公園の見直し計画」策定
- ・平成28年 7月 「浜松市都市計画公園整備プログラム」策定
- ・令和 4年 7月 「浜松市都市計画公園整備プログラム」の更新

※ 「都市計画公園」とは、都市計画法によって決定されている公園・緑地・墓園の総称とします。

※ 第1期計画の期間は、「浜松市総合計画」の期間（平成27年度～令和6年度）と整合を図るため、令和6年度末までの9年間としました。

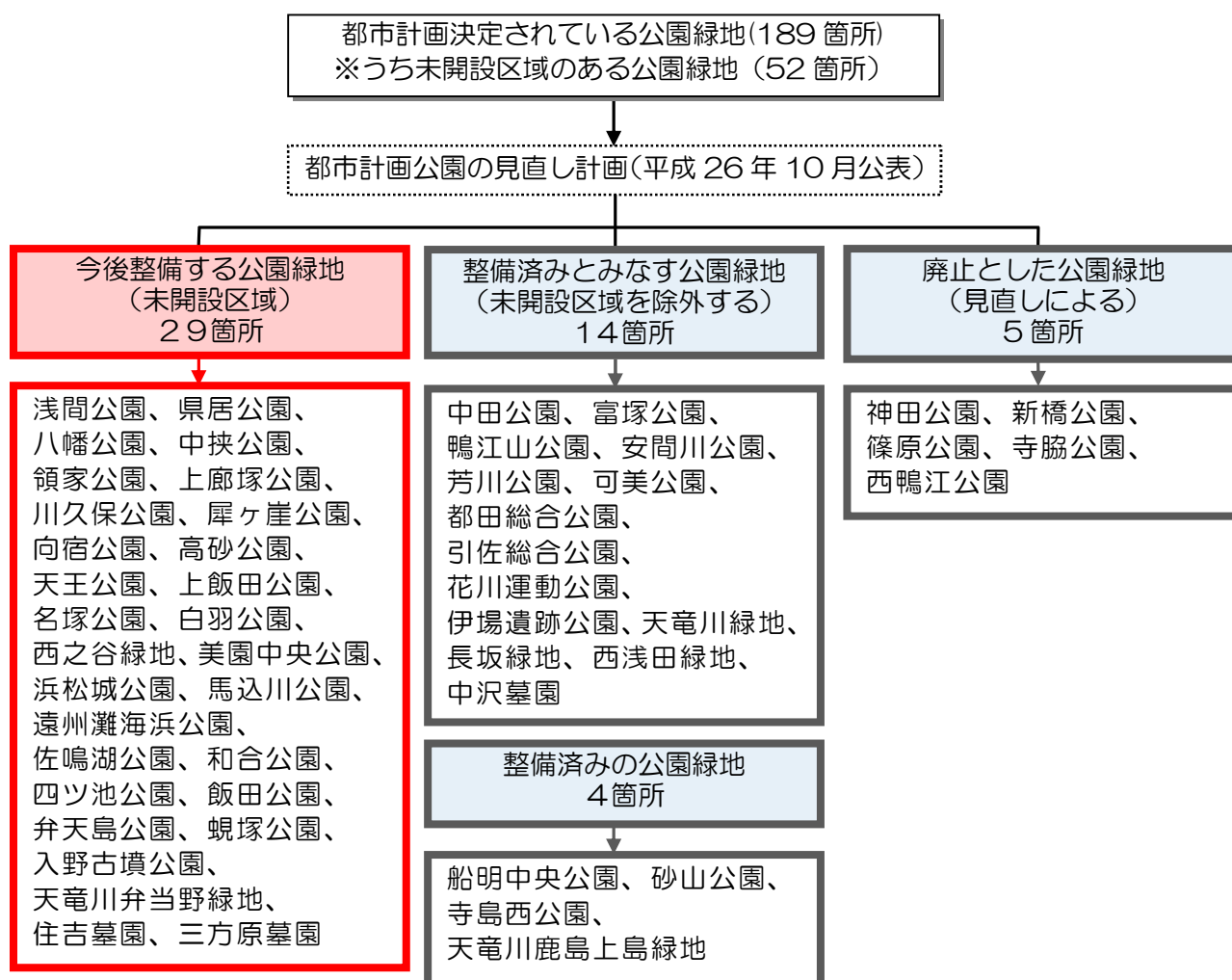
2 公園整備プログラム

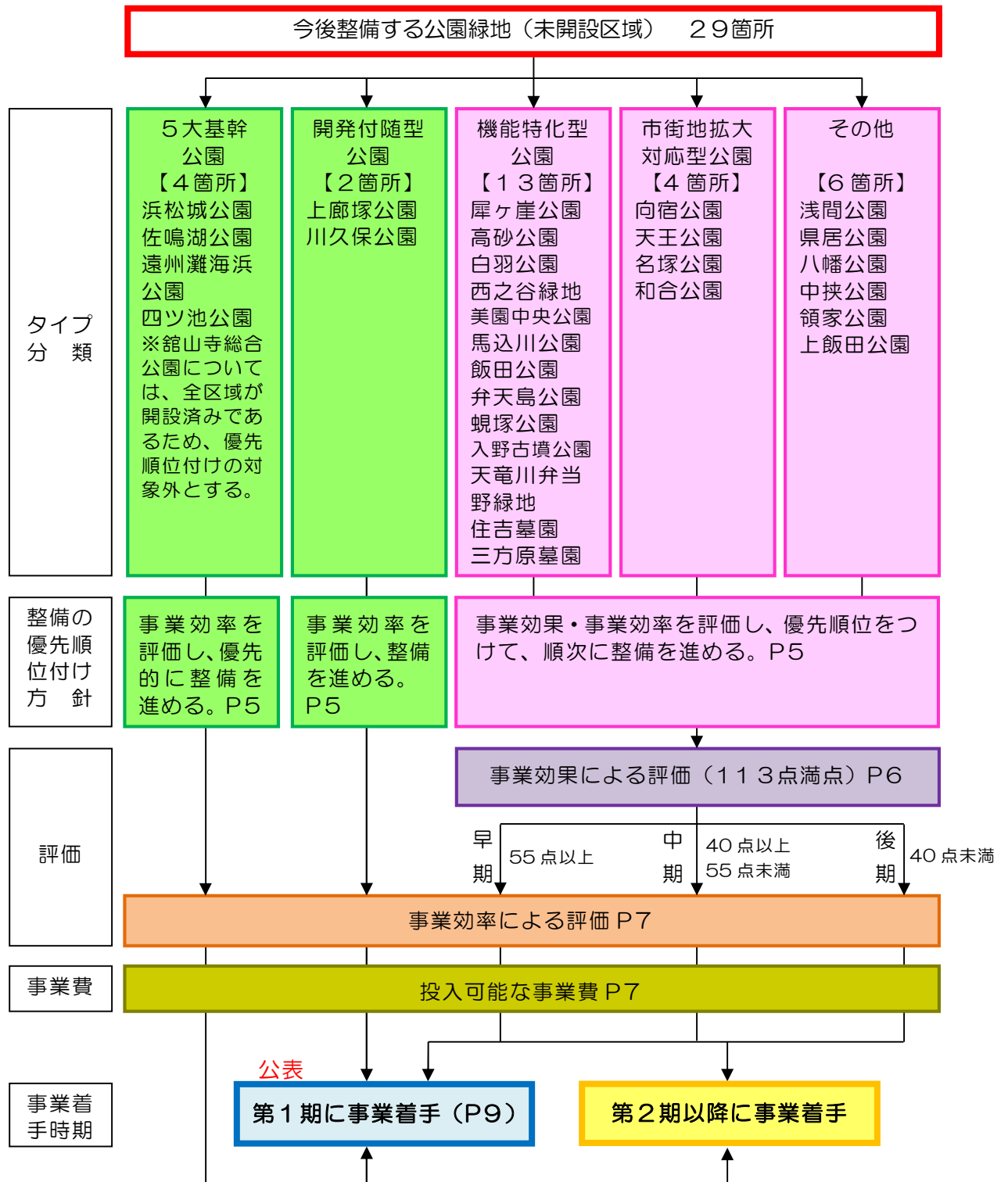
見直し計画によって、未開設区域を存続させる必要があると判断した都市計画公園を、個々の状況により5つのタイプに分類し、そのタイプごとに優先順位付けを定め、この方針によって、整備予定時期を選定しました。

「5大基幹公園」は、優先的に整備を行います。「開発付随型公園」は、市街地整備事業に合わせて整備を行います。「機能特化型公園」、「市街地拡大対応型公園」、「その他」に分類されたものについては、定量的な評価に基づく事業効果を算定し、一旦、早期(55点以上)・中期(55点未満40点以上)・後期(40点未満)の優先順位付けを行った後、事業効率の面からも評価を行い、整備予定時期を選定しました。

整備予定時期は、本市の1年間に投入可能な公園整備費を想定し、第1期と第2期以降の2つに分けて計画しました。

整備プログラム策定の流れ





整備の優先順位付け

■整備の優先順位付け方針

本市における公園整備の経緯及び計画決定理由等から下記のタイプに分類し、そのタイプごとに優先順位付けの評価を実施するかについて明らかにします。

タイプ分類	内 容	優先順位付け方針
5大基幹公園	本市を代表する5つの基幹公園	本市を代表する公園であり、開設区域については、長い間市民に親しまれており、認知度や利用度も高い公園です。上位計画の将来都市像を実現する上でも重要な基幹公園であるため、未開設部分については、目的や機能を踏まえた上で、事業効率を評価して整備予定時期を定め、着実に事業を進めていきます。
開発付随型公園	市街地整備事業（土地区画整理事業等）に合わせて計画した公園	市街地整備事業（土地区画整理事業等）で新しく整備する市街地において、身近な公園として不可欠であるため、市街地整備事業の進捗に合わせ、事業効率を評価して整備を進めます。
機能特化型公園	過去において、指定史跡（国・県・市）、河川、墓園等の政策的な意図や整備目的が明確であり、機能が特化した比較的規模の大きな公園	未開設部分については、目的や機能を踏まえた上で、事業効果や事業効率を評価し、整備予定時期を定めます。
市街地拡大対応型公園	将来の人口増と市街地拡大を見越して市街地縁辺部に計画した公園	同上
その他	古くからの市街地で、社寺境内地や工場移転後の跡地に計画した身近な公園	同上

なお、整備の優先順位付けを行うにあたって、実質的に公園施設整備の必要がない区域については、整備予定時期を明示しません。整備を要しない区域は、以下のものを指します。

整備を要しない区域

- 樹林地や緑地等のように現状で既に公園緑地の機能を実体として持っており、今後用地の買収を進めるが、整備の必要性が低い区域。
- 未開設区域の中でも二級河川、湖沼、海岸、保安林、自然公園等のように、現状で既に他の法制度で自然地在が保全されており、今後買収を進める必要性が低く、整備の必要性も低い区域。
- 社寺境内地のまとまった樹林地。

■事業効果による評価

今後の重点的優先的に整備を図るべき公園の機能や地区を考慮し、次のような評価項目としました。また、配点については市民アンケート調査（整備すべき地区）を反映し、最も多い「子どもの遊び場やスポーツ、レクリエーションの場が不足している地区」を高得点とした。次いで「災害の恐れがある地区や避難の困難な地区」、「自然環境の保全や緑の創出を図るべき地区」、「歴史的、文化的な地域資源の保全や活用を図るべき地区」の順に配点を行い、各公園の優先順位を決定しました。

視点	評価項目	評価の内容	点数（113）	
将来都市像の実現	都市計画マスタープランとの整合	・緑の配置方針図に位置づけのある公園緑地である。	位置づけのある場合：10点	20
	立地適正化計画との整合	・居住誘導区域内にある公園緑地である。	区域内にある場合：10点	
身近な生活の場所の近くでの緑空間の確保	公園の充足度	・周辺における公園が少ない地域である。 《算定方法》 他の公園（都市公園）の誘致圏と当該公園の誘致圏が重なる割合（%） ＝重なる面積／当該公園の誘致圏面積×100	0%：20点 0を超えて25%未満：15点 25以上50%未満：10点 50以上75%未満：5点 75以上から100%：0点	40
	周辺の人口	・人口密度が高い地区であり、公園の利用が見込まれる。 《算定方法》 DID（人口集中地区）と当該公園の区域が重なる割合（%） ＝重なる面積／当該公園の計画決定面積	75以上から100%：20点 50以上75%未満：15点 25以上50%未満：10点 0を超えて25%未満：5点 0%：0点	
防災＝市民の生命を守る観点を重視	災害に対する危険度	・火災の延焼の危険度が高い区域である。 《算定方法》 延焼火災危険予想地域（浜松市地域防災計画）と当該公園の区域が重なる割合（%） ＝重なる面積／当該公園の計画決定面積	75以上100%：4点 50以上75%未満：3点 25以上50%未満：2点 0を超えて25%未満：1点 0%：0点	23
		・洪水時に浸水が懸念される区域である。	浸水する場合：3点	
		・津波による浸水が懸念される区域である。	位置する場合：3点	
		・公園内に土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域がある。	ある場合：3点	
	避難地や防災拠点	・避難地や防災公園の位置づけがある。	位置づけがある場合：5点	
		・避難路や緊急輸送路に接している。	接している場合：5点	
都市環境の改善、生物の生息環境の保全	重要な自然的要素の存在	・良好な自然環境が存在している。	ある場合：10点	20
	都市環境保全上の機能	・緑地率が低い地域である。 《算定方法》 緑地率（%）＝誘致圏内の緑地面積（公園自体は除く）（ha）／誘致圏面積（ha）×100	30%未満の場合：10点	

歴史的風土継承や観光交流の拡大	歴史資源	・文化財などの歴史的資源や景観を活かすことのできる公園である。	存在する場合：5点	10
	観光資源	・観光資源や景観を活かすことのできる公園である。	存在する場合：5点	

■事業効率による評価

①関連事業

効率的に整備を行うために、関連する事業等との整備予定時期の整合を図ります。

視 点	評価項目	評価の内容
関連事業等	市街地整備事業	現在事業中、あるいは予定の市街地整備事業（土地区画整理事業等）地内に存在または隣接していることから、市街地整備事業と同時期に整備を進めることが効率的といえる。
	都市計画道路等の道路整備	現在事業中、あるいは整備予定の道路が未開設区域内に存在または隣接しており、用地買収など、一体的な事業化により効率的な整備が可能である。
	その他	上記以外の都市施設整備や開発等の関連事業が隣接して行われているか、行われる予定である。

②事業化の熟度

用地の確保がしやすいなど、効率的に公園整備を行うための環境が整っている公園については、優先的に整備を進めます。

視 点	評価項目	評価の内容
事業化への熟度	用地確保の見込み	先行取得地が多い、残民有地が小規模である、地権者数が少ないなど、用地取得に要する時間と予算が比較的少ない。
	合意形成の見込み	公園整備に関する正式な要望書が提出されている。（地元団体・自治会・市議会）
	現在の事業地に隣接	現在の都市計画公園の事業地に隣接しており、事業が効率良く進められる。（継続事業を含む）

■投入可能な事業費

今後新設の公園整備（用地買収・施設整備等）に投入できる事業費は、今後の地価や公園整備予算の動向に大きく左右されます。今回策定した整備プログラムは、現在と同程度の水準で推移するものと想定して策定しました。

都市計画公園整備プログラム一覧表

番号	都市計画公園名	タイプ分類	評価		第1期(H28~R6)に着手する公園	第2期(R7~)以降に着手する公園	備考
			事業効果	事業効率			
1	えんしゅうなだかいひん 遠州灘海浜公園	5大基幹公園	-	◎	事業中	事業継続	
2	はままつじょう 浜松城公園	5大基幹公園	-	◎	事業中	事業継続	
3	さなるこ 佐鳴湖公園	5大基幹公園	-	◎	一部完了	事業継続	
4	よついで 四ツ池公園	5大基幹公園	-	◎	事業中	事業継続	
5	なづか 名塚公園	市街地拡大対応型公園	-	◎	事業中	事業継続	
6	しょうろうつか 上廊塚公園	開発付随型公園	-	◎	事業中		船明土地区画整理事業
7	かわくぼ 川久保公園	開発付随型公園	-	◎	事業中		船明土地区画整理事業
8	いりのこふん 入野古墳公園	機能特化型公園	85	○	事業中	事業継続	
9	たかさご 高砂公園	機能特化型公園	82	○		着手	
10	みそのちゅうおう 美園中央公園	機能特化型公園	77	○		着手	
11	さいががけ 犀ヶ崖公園	機能特化型公園	72	○		着手	
12	なかばさみ 中狹公園	その他	69	○		着手	
13	てんのう 天王公園	市街地拡大対応型公園	67	○		着手	
14	はちまん 八幡公園	その他	67	○		着手	
15	べんてんじま 弁天島公園	機能特化型公園	67	○		着手	
16	りょうけ 領家公園	その他	67	○		着手	
17	いいで 飯田公園	機能特化型公園	53	○		着手	
18	にしのが 西之谷緑地	機能特化型公園	43	○		着手	
19	てんりゅうがわべつどう 天竜川弁当野緑地	機能特化型公園	40	○		着手	
20	まごめがわ 馬込川公園	機能特化型公園	52~97	・		着手	
21	むこうじゆく 向宿公園	市街地拡大対応型公園	72	・		着手	
22	かみいいで 上飯田公園	その他	67	・		着手	
23	しじみづか 蛭塚公園	機能特化型公園	64	・		着手	
24	すみよし 住吉墓園	機能特化型公園	62	・		着手	
25	せんげん 浅間公園	その他	57	・		着手	
26	あがたい 泉居公園	その他	57	・		着手	
27	しろわ 白羽公園	機能特化型公園	46	・		着手	

番号	都市計画公園名	タイプ分類	評価		第1期(H28~R6)に着手する公園	第2期(R7~)以降に着手する公園	備考
			事業効果	事業効率			
28	わごう 和合公園	市街地拡大対応型公園	44	・		着手	
29	みかたはら 三方原墓園	機能特化型公園	25	・		着手	

番号	都市計画公園名	備考
1	すなやま 砂山公園	整備済(H28完成)
2	ふなまらちゅうおう 船明中央公園	整備済(R2完成)
3	てらしまにじ 寺島西公園	整備済(H26完成)
4	てんりゅうがわかしまかみじま 天竜川鹿島上島緑地	整備済(H28完成)
5	なかた 中田公園	見直し計画により整備済み
6	とみづか 富塚公園	見直し計画により整備済み
7	かもえやま 鴨江山公園	見直し計画により整備済み
8	あんまがわ 安間川公園	見直し計画により整備済み
9	ほうがわ 芳川公園	見直し計画により整備済み
10	かみ 可美公園	見直し計画により整備済み
11	みやこだそうごう 都田総合公園	見直し計画により整備済み
12	いなさそうごう 引佐総合公園	見直し計画により整備済み
13	はながわうらんど 花川運動公園	見直し計画により整備済み
14	いばいせき 伊場遺跡公園	見直し計画により整備済み予定
15	てんりゅうがわ 天竜川緑地	見直し計画により整備済み
16	ながさか 長坂緑地	見直し計画により整備済み
17	にしあきた 西浅田緑地	見直し計画により整備済み
18	なかざわ 中沢墓園	見直し計画により整備済み予定
19	かみだ 神田公園	見直し計画により廃止
20	につばし 新橋公園	見直し計画により廃止
21	しのはら 篠原公園	見直し計画により廃止
22	てらわき 寺脇公園	見直し計画により廃止
23	にしがもえ 西鴨江公園	見直し計画により廃止

※事業効率は、事業化への熟度等の高いものから「◎」、「○」、「・」の3段階で評価しました。

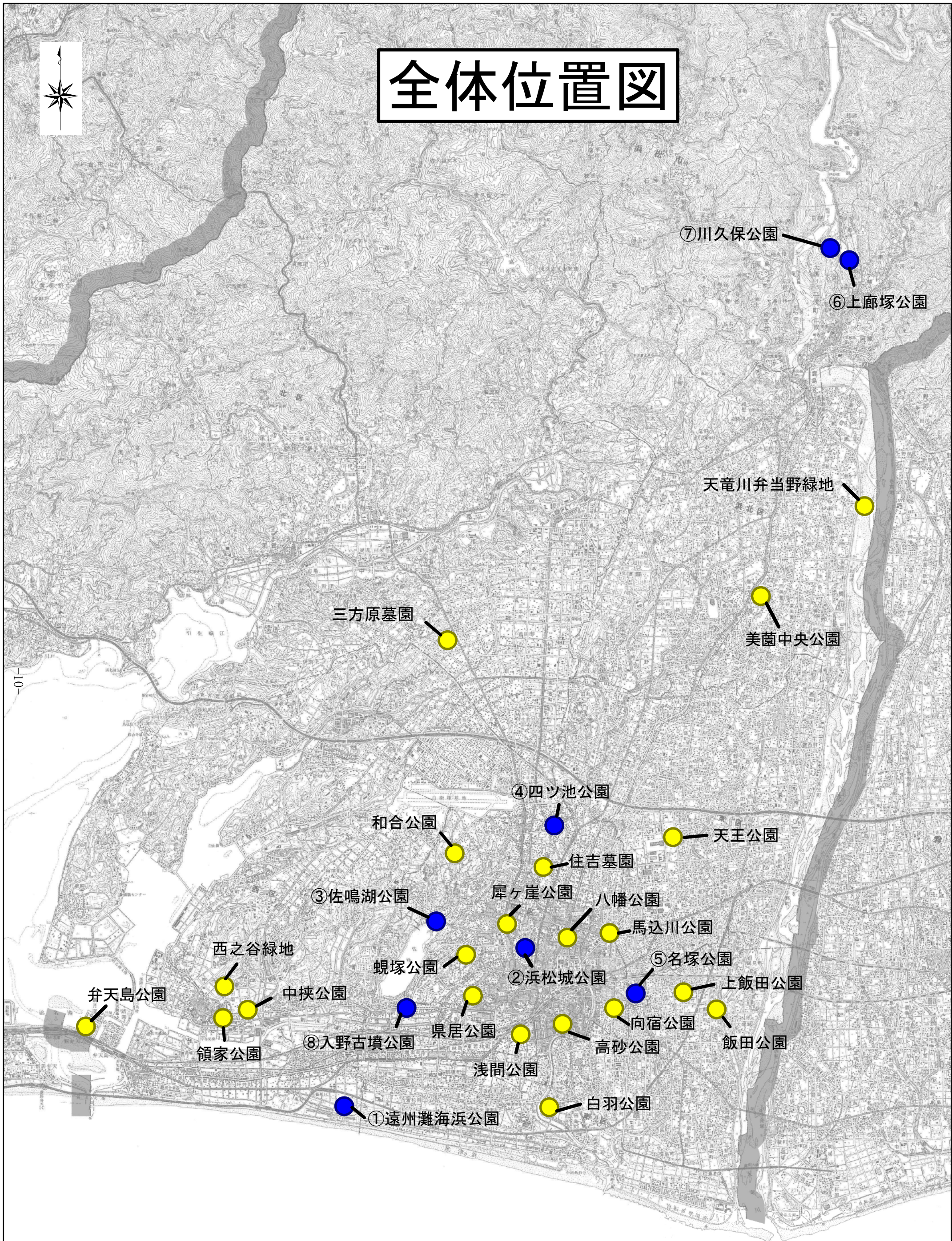
3 公園整備プログラム図

整備プログラムで決定した第1期計画の着手予定時期の区域を示す整備プログラムを図面に示しました。整備プログラム図に示した公園は下記の8公園です。

■第1期計画（H28～R6）に着手する公園

図面番号	都市計画公園名	タイプ分類	備考
①	遠州灘海浜公園	5大基幹公園	
②	浜松城公園	5大基幹公園	
③	佐鳴湖公園	5大基幹公園	
④	四ツ池公園	5大基幹公園	
⑤	名塚公園	市街地拡大対応型公園	
⑥	上廊塚公園	開発付随型公園	船明土地区画整理事業
⑦	川久保公園	開発付随型公園	船明土地区画整理事業
⑧	入野古墳公園	機能特化型公園	

全体位置図



⑦川久保公園

⑥上廊塚公園

天竜川弁当野緑地

三方原墓園

美蘭中央公園

④四ツ池公園

和合公園

天王公園

住吉墓園

③佐鳴湖公園

犀ヶ崖公園

八幡公園

馬込川公園

西之谷緑地

蛭塚公園

②浜松城公園

⑤名塚公園

弁天島公園

中挾公園

上飯田公園

領家公園

⑧入野古墳公園

県居公園

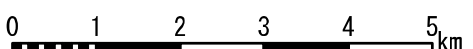
向宿公園

飯田公園

浅間公園







白羽公園

①遠州灘海浜公園



凡例：事業着手
● 第1期
● 第2期

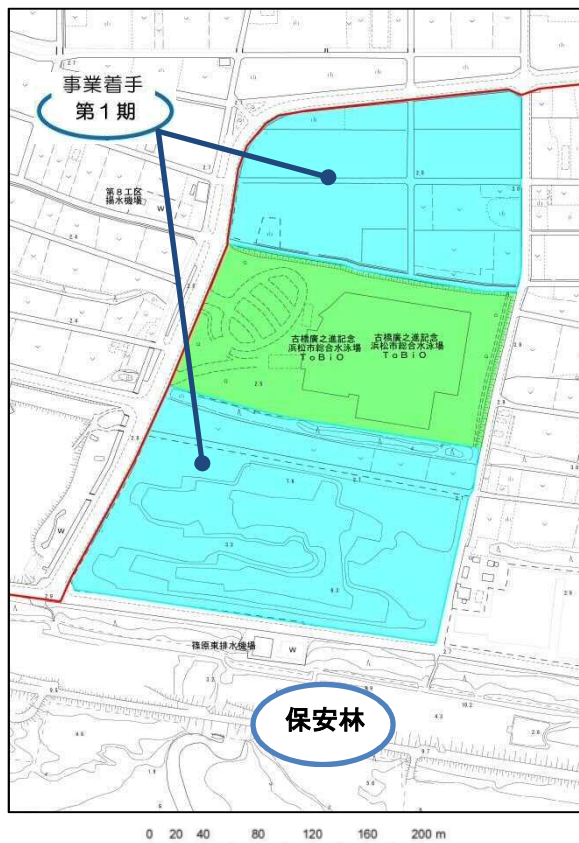
■整備プログラムの見方は下記のとおりです。

凡 例	
	見直し計画による公園区域 ※
	既に都市公園として開設している区域
	都市公園以外で供用している区域
	第1期中に都市公園として開設した区域
	第1期（H28～R6）に着手する区域
	第2期（R7以降）に着手する区域

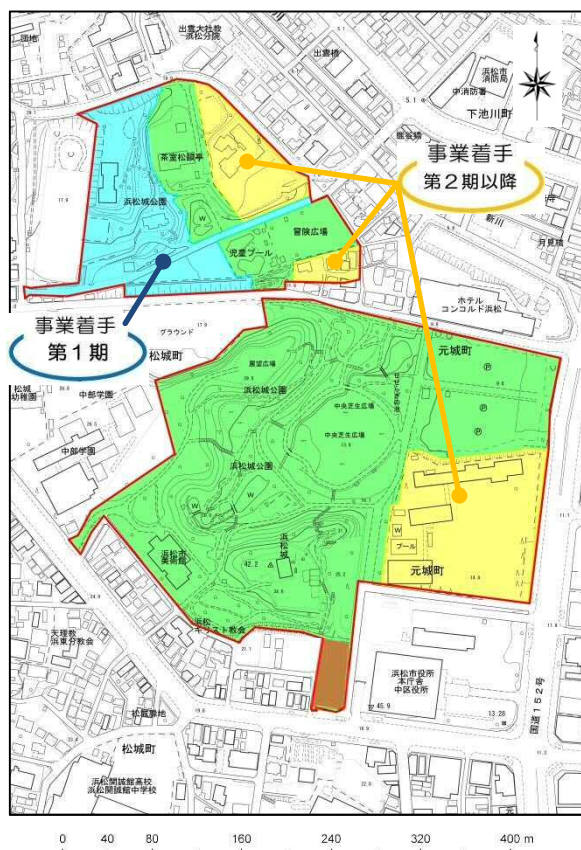
※「遠州灘海浜公園」、「佐鳴湖公園」、「四ツ池公園」、「入野古墳公園」は、現在の都市計画決定区域ではなく「浜松市都市計画公園の見直し計画」で示した区域としました。



①遠州灘海浜公園（西区篠原町外）



②浜松城公園（中区元城町外）

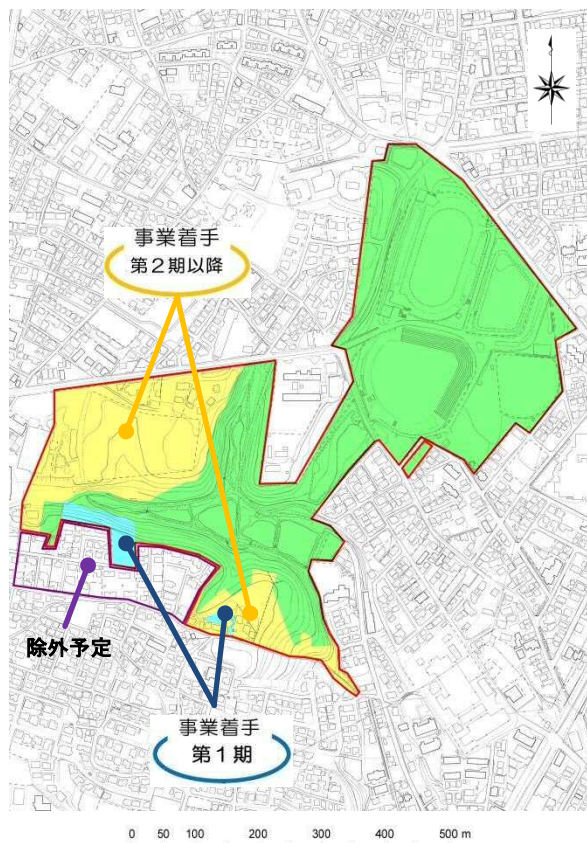


③佐鳴湖公園（西区入野町外）



※「浜松市都市計画公園の見直し計画」に示された変更区域をベース図としています。

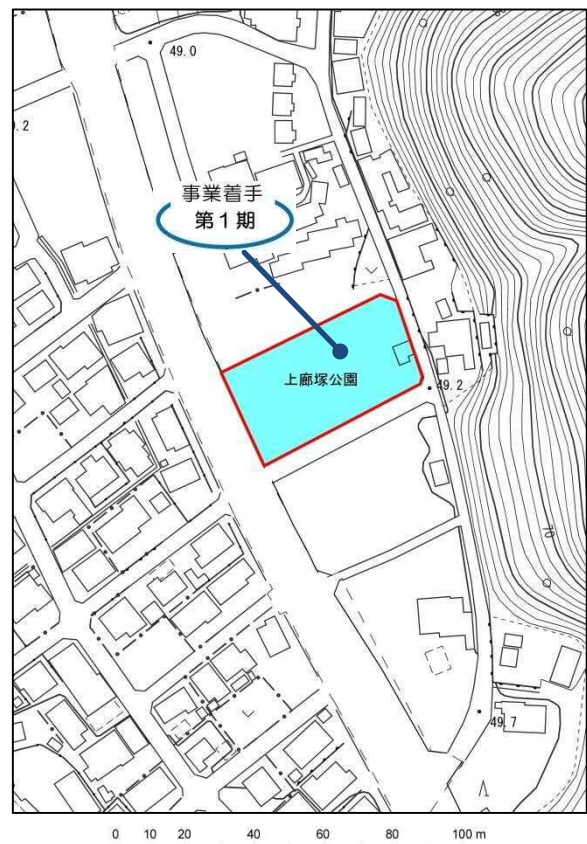
④四ツ池公園（中区上島六丁目外）



⑤名塚公園（中区名塚町外）



⑥上廊塚公園（天竜区船明）



⑦川久保公園（天竜区船明）



※「浜松市都市計画公園の見直し計画」に示された変更区域をベース図としています。

⑧入野古墳公園（西区入野町）



※「浜松市都市計画公園の見直し計画」に示された変更区域をベース図としています。

4 今後のスケジュール

公表した整備プログラムに基づき事業を推進します。



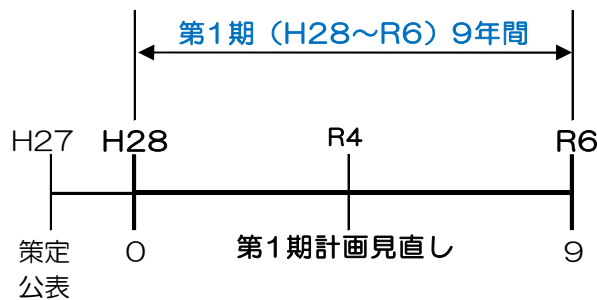
以下の理由により、概ね5年ごとに整備プログラムの見直しを行います。

- 関係権利者の総意と認められる早期着手の要望書が提出されるなど、他の公園に先駆けて着手することが客観的に妥当な場合。
- 事業の進捗状況や市の財政状況など公園を取り巻く環境が変化する可能性がある場合。
- 新たな関連事業やプロジェクトが具体化する可能性がある場合。

等

【第1期計画の見直し時期】

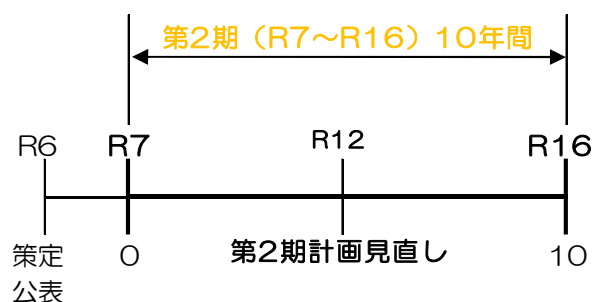
■今回の公表



今後次期計画（第2期計画）を策定し、公表していきます。

【次期計画（第2期計画）の公表時期】

■次期計画（第2期）の予定



5 公園整備プログラムについてのQ&A

Q 1 : 整備プログラムにより事業着手時期が示されているが、事業着手後は、すぐに移転しなければならないのか。

A 1 : 整備プログラムは、事業に着手する時期を明確にすることにより、関係権利者の皆様の「いつ事業に着手するのか」という不安を軽減し、計画的な土地の利用に役立てていただくなど、将来の生活設計の参考にさせていただくことをねらいとして策定しています。よって、すぐに移転しなければいけないものではなく、今後の事業開始時に個別に説明をさせていただきます。

また、事業着手後においては、関係権利者の生活再建を最優先に取り組んでいきたいと考えています。これまでの事例では、一事業着手から数年後を目途にお子様の進学や就職、高齢者の介護など、生活に負担の少ない時期を見計らって移転のご協力をお願いしてきました。事業着手後は、個別のご相談を承ることで移転に対するご不安の軽減に努めたいと考えています。

Q 2 : 個別の公園緑地の整備内容は決めないのか。

A 2 : 都市計画公園整備プログラムでは、個別の公園緑地の整備内容ではなく、いつ事業に着手するかという時期を明示したものです。今後、公園緑地の整備内容に関しましては、用地取得など事業の進捗状況に応じ、計画段階から地域の皆さまのご意見を伺い、反映していきたいと考えています。

6 用語解説

か行

かいせつ 開設	本計画においては、公園施設を整備した土地を都市公園法に基づき、都市公園として供用を開始することをいいます。
------------	---

た行

としけいかくけつてい 都市計画決定	都市計画法の一定の手続きにより、都市計画の内容を決定することです。その都市計画の内容は都市計画の図書（総括図、計画図及び計画書）によって表示するものとされています。都市計画を定める者は原則として都道府県、または市町村です。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画法第 11 条の都市施設の「公園」として計画決定されたものをいいます。
としけいかくどうろ 都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保し、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路です。
としけいかくほう 都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律です。
としこうえん 都市公園	「都市公園法」に定義されるもので、地方公共団体または国が設置する都市計画施設である公園または緑地、都市計画区域内において設置する公園または緑地を指します。
とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業をいいます。

は行

はままつし としけいかく 浜松市都市計画マスタープラン	長期的な見通しをもって総合的・一体的なまちづくりを進めていくための都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、浜松市の目指すべき将来都市像を定めた上で、その実現に向けたまちづくりについての考え方を明らかにしたものです。
はままつし りうちてきせい 浜松市立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき市町村が作成する、都市計画区域内の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画のことです。
ほうさいこうえん 防災公園	都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、災害時に復旧・復興拠点や生活物資などの中継基地拠点などとなる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられている都市公園を指します。

や行

ゆうちゅうけん 誘致圏	主にその公園の利用が見込まれる範囲を表します。誘致圏の標準は、街区公園半径 250m、近隣公園半径 500m、地区公園半径 1km 等です。
----------------	--

ら行

<p>りよくち 緑地</p>	<p>都市緑地法第3条第1項に「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、またはこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」とされています。特にその範囲に限定はなく、計画的にその保全・創出を図っていくとするのであれば、個人の家や生垣の緑などにいたるまで幅広く計画に含めうるものです。</p>
--------------------	---

浜松市都市計画公園整備プログラム

令和4年7月

浜松市 都市整備部 公園課

〒430-0923

浜松市中区北寺島町617-6

南土木整備事務所1階

電 話 053-457-2353

ファックス 053-457-2164

メー ル kouen@city.hamamatsu.shizuoka.jp